

請願・陳情參考資料

平成 24 年 6 月 12 日

商工労働部

陳 情 (新規)

2010年度（実績）：名目1.1%、実質3.1%
2011年度（実績見込）：名目△1.9%、実質△3.1%
にとどまつており、このフォローアップ結果を踏まえ、新たな工程表を含む日本再生戦略を年次までに策定するなどとされ、その結果を踏まえ、経済・雇用情勢や経済成長、生産性動向を踏まえ、3年後（⇒平成25年）に必要な検証を行うなど弹力的な対応も必要とされている。

〔政府の中小企業経営支援の取組について〕

○中小企業対策費（予算額）〔政府全体〕

平成23年度 1,969億円

平成24年度 3,356億円（うち復旧・復興経費1,554億円）
(対前年度比較 +1,388億円)

○24年度の中小企業関係事業（主なもの）

①被災中小企業への支援

- ・震災影響企業への支援金繰り支援
- ・中小企業等グループへの復旧整備補助金など
- ②中小企業の潜在能力活用・戦略的経営力の強化
- ・中小企業への資金繰り支援
- ・ものづくり基盤技術（鋳造、鍛造、めっき等）高度化支援
- ・新商品・新サービスの開発・販路開拓への支援
- ・海外展開支援（展示会出展支援、バイヤー招聘等）
- ・事業再生支援（再生計画の策定支援等）
- ・下請取引適正化（下請請かけこみ寺〔全国48カ所〕における引受け、下請請取引に適正化する相談対応、裁判外紛争解決手続、下請請取引ガイドライン普及啓発等）など

〔下請取引適正化について〕

○下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護を目的として、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）（以下「下請法」という。）が設けられ、国（公正取引委員会及び中小企業庁）において以下のとおり運用されているところ。

【国の主要な対応状況】（平成23年度）

（1）勧告等の状況

- ①書面調査の実施状況
 - ・親事業者38,503社及び下請事業者212,659名を対象に実施
- ②下請法違反行為に対する勧告・指導状況
 - ・勧告は18件、指導は4,326件
- ③下請代金の減額分の返還及び下請代金の支

払遅延利息の支払状況

- ・減額分について、親事業者86社が下請業者6,391名に約17億1千万円を返還
- ・遅延利息について、親事業者78社が下請業者1,953名に約1億6千万円を支払

- (2) その他の主な取組状況
- ①過去に下請法及び業種等に実施された講習会計41回け、チラシやパンフレット等で広く宣傳され、業者本部へ問い合わせ、専用相談窓口設置を行った。
 - ②親事業者及び関係団体に対する下請法遵守講習会、専用相談窓口設置を全国的に継続実施。
 - ③東日本大震災に関する相談対応を実施。

【鳥取県内の状況】（平成23年度）

- （財）鳥取県産業振興機構において、中小事業者の取引上の悩みに関する相談・アドバイスを行う「下請かけこみ寺」を設置。
- 平成23年度の下請取引適正化に関する相談の受付実績は、1件であった。

【公契約法について】

- 国や自治体が締結する公共工事や業務委託の契約について、賃金等労働条件の最低基準を定めようとする労働条項を盛り込み、適正な労働条件を確保する法律として、フランスやアメリカで制定した。

【国の動き】

- 平成21年に超党派の国會議員で議論がなされたが、法案提出には至っていない。

【本県の状況】

- 県議会が、「公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書」（平成21年3月26日）を提出。
(要請内容)

1 公共事業において建設業の健全な経営並びに建設労働者の適正な賃金や労働条件が確保されるよう、公契約に関する基本法を制定すること。

2 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の参議院附帯決議(※)を実効あるものとするための具体的施策を講じること。

(※)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成13年4月施行)の国会審議における参議院付帯決議(⇒「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適正に行われるよう努めること」)

【雇用の創出と安定に向けた取組について】
【政府の取組】

- 政府の「新成長戦略」(平成22年6月策定、平成23年8月一部改訂)において、需要と雇用の創出効果が高い政策を最優先するとともに、7つの戦略分野の一つに「雇用・人材戦略」を位置付け、成長分野を中心とした雇用創造の推進や雇用の安定・質の向上等に取り組むこととされている。
- 「雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意」が、平成21年3月23日になされ、その中で、経営側は雇用安定・維持に最大限の努力を行うこととされている。
- 内閣総理大臣主導の下、雇用戦略に関する重要事項について意見交換・合意形成を行うため、平成21年1月に「雇用戦略対話」が設置されている。
第7回会合(H24.3.19)では、政府として経済成長の確保に向け取組みつつ、若年者雇用戦略を本年半ばまでに策定することを合意。

【本県の取組】

- 若者が定住できる社会の実現に向け、雇用創造1万人プロジェクトにより、4年間で1万人分の雇用創造を目指し、取り組んでいるところ。